

# 第1章

## 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

我が国の高齢者人口は常に増加を続けており、戦後の「第一次ベビーブーム世代（団塊世代）」といわれる人たちが75歳以上となる2025年（令和7年）、そして団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年（令和22年）には、高齢者人口がピークを迎えると予想され、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

高梁市においても高齢化率は40%を超え、人口は平成7年と平成27年の国勢調査人口を比較すると20年間で25.6%減少するなど、高齢化と人口減少は著しく、国や県平均を大きく上回る速度で進んでいます。

平成12年4月に創設された介護保険制度は20年が経過し、介護サービス利用者は制度創設期の3倍を超えており、今後も一人暮らし高齢者、高齢者世帯、認知症高齢者の増加による介護サービスへのニーズが高まっています。一方、介護サービスを支える人材の確保は増々厳しくなることが予想されています。

老人福祉法に基づき、市町村老人福祉計画と介護保険事業計画は、一体のものとして作成されなければならないものとされています。

本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）の基本的理念を踏まえ、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保と地域支援事業の実施を図るため、第6期以降は、地域包括ケア計画としても位置付けています。そうした中、地域住民が参加し、地域で支え合う共生社会を目指し、地域包括ケアシステムを構築してきたところです。

第8期介護保険事業計画は、第7期の達成状況の検証を踏まえたうえで、2025年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、2040年を見据えた持続可能なサービス提供体制を整備することとしています。

本計画は、高梁市総合計画に掲げた「心のつながりを大切に支え合い助け合う健康のまち」の基本方針に沿って、「健康寿命の延伸」、「地域共生社会の実現」、「在宅医療と介護連携の推進」、「介護保険事業の安定的な運営」を進め、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目標としています。そして、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」を包括的に支援する体制を目指して策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として、両計画を一体的に策定するもので、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な指針となるものです。

### 老人福祉法 第20条の8

■市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（「老人福祉事業」）の供給体制の確保に関する計画（「市町村老人福祉計画」）を定めるものとする。

### 介護保険法 第117条第1項

■市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（「市町村介護保険事業計画」）を定めるものとする。

## 3. 計画の期間

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画は、令和3年度から令和5年度までの3カ年を計画期間とします。なお、本計画は団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年の双方を見据え、中長期的な視点に立って策定します。

【図】計画期間

▲ 団塊世代が65歳						▲ 団塊世代が75歳に								
2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画			第10期計画		
						2040年度までの見通し								

## 4. 施策の達成状況の評価

本計画の達成状況については、毎年度、施策の取り組み状況や施策に掲げた目標の達成状況を高梁市介護保険事業計画推進委員会に報告するとともに、評価・公表を行います。

## 5. 上位計画・関連計画との関係

本計画は、高梁市総合計画に掲げた基本方針を実現するための分野別計画であり、本市における高齢者保健福祉施策、介護保険事業を計画的に進めるための基本となるものです。

計画の策定に当たっては、国の基本指針や県が策定する「第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」をはじめ、「高梁市総合計画」や「高梁市医療計画」、「高梁市すこやかプラン21」、「高梁市高齢者保健福祉計画」など、関連計画との調和を図りつつ、計画期間に展開する施策を掲げるとともに、第8期における介護保険サービス利用者数及び利用量の推計と介護保険料の設定を行います。また、在宅医療・介護連携に関しては、「岡山県保健医療計画」との整合性を図ります。

## 6. 計画の策定体制

### ○高梁市介護保険事業計画推進委員会

本計画を市民や民間の事業者と協働して推進するために、保健・医療・福祉の専門家、学識経験者、被保険者の代表等を委員とする「高梁市介護保険事業計画推進委員会」において、計画策定について協議しました。

### ○高梁市介護保険事業計画等策定検討会

高齢者保健福祉施策を推進する庁内の関係部局が連携を図り、必要な施策の検討を行うために、「高梁市介護保険事業計画等策定検討会」を設置し、本計画の策定に必要な事項を検討しました。

### ○パブリックコメント

本計画は計画案を公表して、ご意見をお聞きし策定しました。

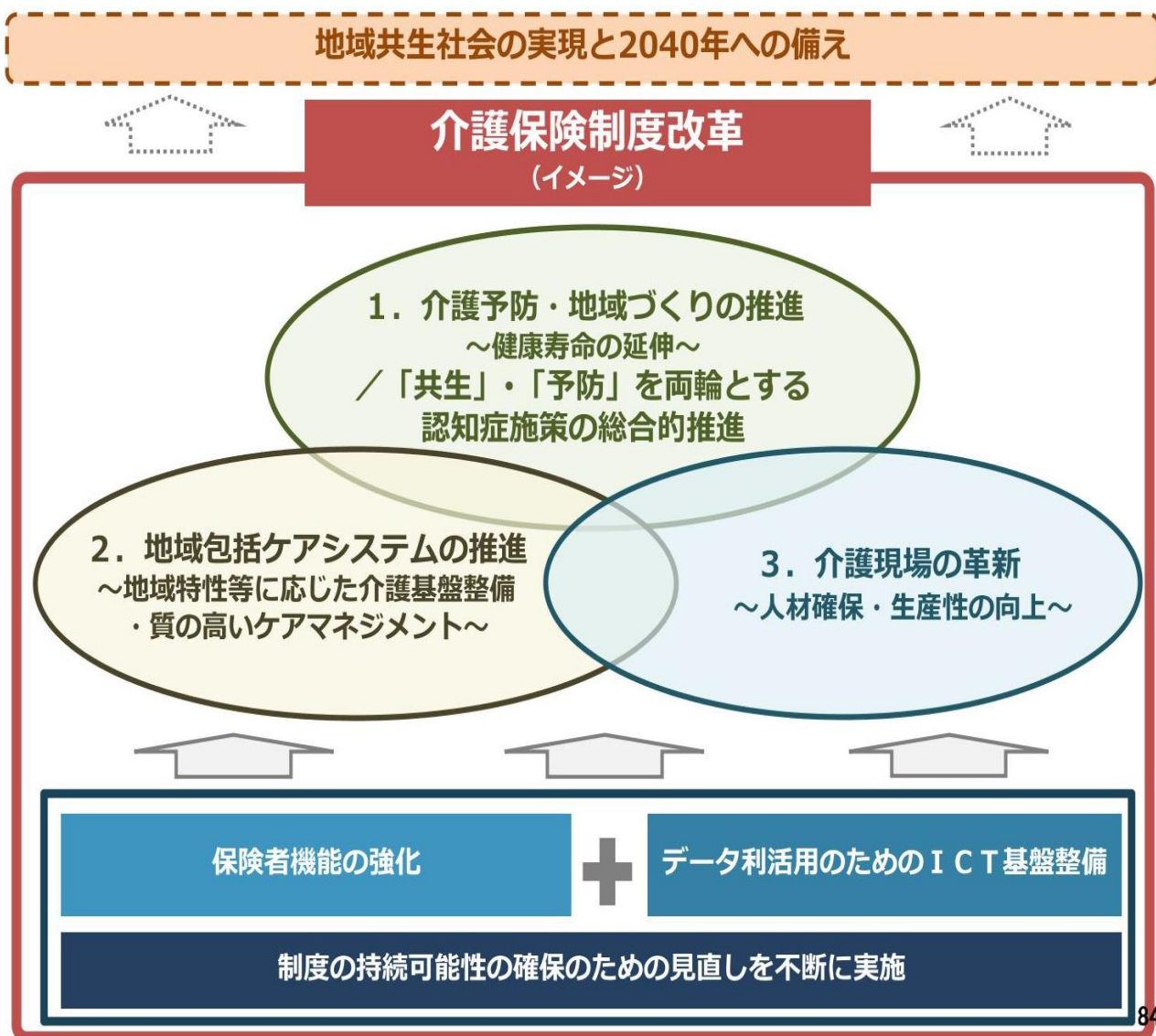
意見募集期間：令和3年1月22日～2月12日

意見等の数：3件

## 7. 第8期の基本指針の位置づけ

国は、第8期介護保険事業計画において、第7期での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えたものを計画に位置づけることを求めています。そのため、本市は2025年と2040年のサービス需要の見込みを踏まえたサービス基盤と人的基盤の整備、地域包括ケアシステムの充実、介護現場の適正化を目指すための基本指針を本計画に位置付けます。

【図】 介護保険制度改正の全体像



※厚生労働省社会保険審議会介護保険部会資料（令和2年2月21日）より